

議案第 5 2 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条の見出し中「及び平成 1 9 年度」を「から平成 2 0 年度までの各年度」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 平成 2 0 年度の保険料率は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の第 3 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 2 0 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第 1 号に該当するもの 3 6 , 8 4 0 円

(2) 改正後の第 3 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 2 0 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第 2 号に該当するもの 3 6 , 8 4 0 円

(3) 改正後の第 3 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世

帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第3号に該当するもの 40,380円

(4) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号)附則第4条第5号に該当する者(以下「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に改正後の第3条第1項第1号に該当するもの 44,400円

(5) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第2号に該当するもの 44,400円

(6) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第3号に該当するもの 47,940円

(7) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第4号に該当するもの 51,480円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

理 由

平成 17 年度の税制改正により前年の合計所得金額が 125 万円以下の 65 歳以上の者に係る市民税の非課税措置が廃止されたことに伴い介護保険料が大幅に上昇する者に対して、介護保険料負担の激変緩和を図るため、平成 18 年度及び平成 19 年度に講じた保険料の特例措置を平成 20 年度についても引き続き講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。